

東京高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 差押処分取消請求控訴事件

国側当事者・国（岡山東税務署長ほか）

令和6年8月29日棄却・上告

（第一審・東京地方裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和5年8月31日判決、本資料273号・順号2023-16）

判 決

控訴人	X
被控訴人	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	岡山東税務署長 平野 教義
裁決行政庁	国税不服審判所長 清野 正彦
同指定代理人	河野 一郎 町田 和俊 石間伏 尚一 寺西 雅俊

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 令和元年12月10日、岡山東税務署員が、医療法人A（玉島税務署管轄）、医療法人B病院（玉島税務署管轄）及び医療法人C（倉敷税務署管轄）に対して控訴人が有する各給与支払請求権に対する各差押処分を有効とした決定処分を取り消す。
- 3 国税不服審判所長が令和3年6月29日付けでした控訴人の令和2年5月13日付け審査請求を棄却する旨の裁決を、手続上の瑕疵の裁決固有の違法を理由として、取り消す。

第2 事案の概要（略称は原判決の例による。）

- 1 岡山東税務署長は、控訴人が、①平成26年分の所得税及び復興特別所得税（所得税等）の予定納税第2期分、②平成26年分から平成29年分までの所得税等及び無申告加算税について、期限までに納付せず、督促を受けても納付しなかったとして、控訴人のB病院、C及びAに対する給与支払請求権に対し、差押処分（本件各差押処分）を行った。また、国税不服審判所長は、控訴人が本件各差押処分を不服として同所長に対して行った審査請求に対し、これを棄却する旨の裁決（本件裁決）をした。本件は、控訴人が、被控訴人に対し、本件各

差押処分及び本件裁決はいずれも違法であるとして、その取消しを求める事案である。

原審は、①本件差押処分（B病院分）及び本件差押処分（C分）は、差押えの解除（本件各差押解除）により上記各処分の効力が将来に向かって消滅したことから、これらを取り消すことによって回復すべき利益は存在せず、これらの取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠く、②本件差押処分（A分）は、差し押さえた債権の取立てとして、Aからその時点での全額の支払を受けた（本件取立て）によりその債権の取立手続は終了し上記処分は目的を完了して効力が消滅したことから、これを取り消す法律上の利益は存在せず、この取消しを求める訴えは訴えの利益を欠く、③本件各差押処分についての審査請求を棄却した本件裁決の取消しを求める訴えは、原処分である本件各差押処分を取り消すことについて法律上の利益が消滅したことにより、訴えの利益を欠くと判断し、本件各訴えをいずれも不適法なものとして却下する判決をした。

控訴人は、これを不服として控訴した。令和6年1月18日の当審第1回口頭弁論期日において、控訴人は、控訴の趣旨を前記第1の1から3までのとおりと訂正する旨の控訴の趣旨訂正申立書（令和5年11月1日付け）を陳述し、被控訴人は、前記第1の2記載の請求は原審における訴えとは異なるものであり訴え変更であるとした上、訴え変更に同意しない旨の答弁書を陳述した（顕著な事実）。

2 関係法令の定め、前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、以下のとおり原判決を補正するほかは、後記3に当審における控訴の趣旨訂正申立書に関する控訴人の主張を、後記4に当審における控訴人の補充主張をそれぞれ加えるほかは、原判決の「事実及び理由」第2の1から4まで（原判決2頁10行目冒頭から23頁12行目末尾まで）のとおりであるからこれを引用する。

(1) 原判決3頁22行目冒頭から24行目末尾までを「岡山東税務署長は、平成26年12月18日、平成26年分の所得税等の予定納税第2期24万2300円について、上記法定納期限までに納付がなかったため、控訴人に対し、督促状を發した。」に改める。

(2) 原判決4頁9行目から10行目にかけて、同19行目から20行目にかけて、5頁3行目から4行目にかけて、同15行目から16行目にかけての「督促等決議をした。」をいずれも「督促状を發した。」に改める。

(3) 原判決12頁10行目の「同月29日」を「同月25日」に改める。

3 当審における控訴の趣旨訂正申立書についての控訴人の主張

控訴の趣旨訂正申立書は、民事訴訟法143条に基づく訴えの変更であり、原審において、被控訴人が、岡山東税務署職員が作成した差押調書をもって岡山東税務署長による本件各差押処分の成立を主張していたことからして、請求の基礎に変更はなく、適法なものである。

4 当審における控訴人の補充主張について

取立てに係る配当・充当処分と本件差押処分（A分）を関連付けることは理由がなく、取立てと本件差押処分（A分）は別個の処分であるから、取立ての終了を理由として訴えの利益を否定することは許されない。また、所得税法15条5号、国税通則法43条により、国税の徴収に係る処分の権限は、A及びB病院からの給与に関しては玉島税務署に、Cからの給与に関しては倉敷税務署にそれぞれあり、管轄がなく権限がない岡山東税務署が行った本件各差押処分は、そもそも違法なものである。また、岡山東税務署が上記各給与について行った行為（差押、取立、配当、充当など）は全て違法な行為であって、本件各訴えについて法

律上の利益を否定した原審の判断は根拠を欠く。

本件裁決には手続上の瑕疵があるから、本件各差押処分の訴えの利益が失われるとしても、本件裁決の取消しを求める訴えについて、法律上の利益が否定されることはない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴の趣旨訂正申立書による訴えの変更は許されないと判断する。その理由は、後記2のとおりである。

また、当裁判所も、本件各訴えは、訴えの利益がなく不適法であり却下すべきものと判断する。その理由は、後記3のとおり控訴人の当審における補充主張について判断するほかは、原判決の「事実及び理由」第3の1（ただし、第3の1（2）イを除く。）のとおり（原判決23頁14行目冒頭から30頁19行目末尾まで。ただし、25頁6行目冒頭から29頁23行目末尾までを除く。）であるから、これを引用する。

- 2 控訴の趣旨訂正申立書について

控訴人は、当審の口頭弁論期日において、控訴の趣旨を第1の1から3までのとおりとする控訴の趣旨訂正申立書を陳述したところ、これは、国税不服審判所長がした本件裁決の取消しを求める訴えは維持したまま、岡山東税務署長がした本件各差押え処分の取消しを求める訴えを、岡山東税務署員が令和元年12月10日にした処分の取消しを求める訴えに、民事訴訟法297条、143条に基づき交換的に変更するもの（以下「本件変更」という。）と解される。

控訴審は、訴えを不適法として却下した第1審判決の判断を不当としてこれを取り消す場合には、実体審理に入ることなく、事件を第1審裁判所に差し戻さなければならない（民事訴訟法307条本文）。これは、第1審判決が訴えを不適法として却下しているときは、第1審において実体審理が行われていないため、控訴審において実体審理を開始すると当事者の審級の利益を害することから、差戻しをすることを定めたものである。このように民事訴訟法は、実体審理についての当事者の審級の利益を保護しているところ、第1審判決が訴えを不適法として却下した場合の控訴審において、同法297条、143条に基づく訴えの変更を許すと、第1審において実体審理を受ける被告の審級の利益を害することとなるから、被告が訴えの変更に同意するなど、その審級の利益に配慮する必要があるといえる場合を除き、訴えの変更は許されないと解される。

本件では、被告である被控訴人は訴えの変更に同意しておらず、その他被控訴人の審級の利益に配慮する必要があるといえる事情があるともいえない。そうすると、本件変更が、同法297条、143条に基づくものであったとしても、本件変更は許されないと解するのが相当である。

- 3 当審における控訴人の補充主張について

本件差押処分（A分）は、取立てが完了したことでその目的を達して効力が消滅したため、これを取り消す法律上の利益はなく、その取消しを求める訴えの利益はない。控訴人は、本件各差押処分及びその後の手続について違法がある旨主張するが、これにより本件各差押処分を取り消すことについて法律上の利益が肯定されるということはないから、控訴人の主張は失当なものである。

また、控訴人は、本件裁決に手続上の瑕疵があり固有の違法がある旨主張するが、そうであったとしても、本件各差押処分の取消しに法律上の利益がない以上、瑕疵がある裁決を取り

消し改めて瑕疵のない裁決を受けることに法律上の利益があるとはいえないから、本件裁決の取消請求に訴えの利益があるとはいえない。

4 以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 永谷 典雄

裁判官 伊藤 由紀子

裁判官 吉田 光寿